

第10回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月27日(木) 午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(5人)

三輪 均
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕
田中 秀和

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸
事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第10回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、2番 諸橋委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告は特段ありませんので議事に入りたいと思います。

議 長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明
願います。案件が多いですので、番号ごとに意見等をお伺いします。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、5件の申請があり
ました。番号1から順に説明させていただきます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 番号1につきましては、宅地への転用となりますが、違反転用による始末書
付きの追認許可申請となります。申請人及び代理人からの聞き取りや始末書の
内容によりますと、譲渡人の既に亡くなっている父から、譲受人が当該地番を
借り受け、住宅を建築後、住宅敷地として継続して使用していましたが、この
度、当該敷地を購入する運びとなり調査したところ、申請地の登記地目が農地
であることが分かったということです。

なお、始末書の内容からは以後このような間違いが二度と無いよう農地法を
遵守する旨の文面もあり、反省の意があることが確認されました。

判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間
地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

説明は以上です。

議 長 番号1につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありまし
たら説明をお願いします。

4 番 5月11日(火)に番号1の現地確認をしてまいりました。現地は議事資料
の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおり、譲渡人の故
意によるものではないと判断されますし、譲受人につきましても、始末書から
反省と取れる内容を確認しております。

この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の
上、審議する必要があると思います。

なお、番号1の申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種
農地のうちの、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影
響はないと思われます。

説明は以上です。

議 長 第1号議案番号1に関してご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、続きまして番号2について事務局は説明願います。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 番号2につきましては、所有権移転売買による宅地への転用となります。この度、譲受人のY社が当該地番及び隣地の土地、建物を一括で取得し、建物内部を改装のうえ、売買を行うとのことでした。

当該地番は現在休耕となっております。耕地条件を見ると、登記地目は畑であり、農用地区域外の集団性や生産性の低い、宅地と一体化している家事消費程度の農地であります。

説明は以上です。

議 長 番号2につきましては、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

4 番 番号2の案件につきましては、5月11日(火)に現地確認をまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっております、内容については事務局からの説明のとおりです。

なお、申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと判断され、農地法上の許可に関して特段の影響はないと思われまます。

説明は以上です。

議 長 第1号議案番号2に関してご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、続きまして番号3について事務局は説明願います。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 番号3につきましては、所有権移転売買による宅地への転用となりますが、本件は違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人からの聞き取りや始末書の内容によると、平成2年に譲渡人の既に亡くなっている

父が当該地番に住居を建てましたが、農地法の許可が不要であると勘違いし無断転用した結果となりました。始末書の内容からも以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されました。

本件につきましては、番号2の案件と同様に譲受人であるY社が当該地番及び建物を取得し、建物内部を改装のうえ、売買を行うとのことです。

なお、当該地番は現在休耕となっております。耕地条件を見ると、登記地目は畑であり、農用地区域外の集団性や生産性の低い、宅地と一体化している家事消費程度の農地であります。

説明は以上です。

議長 番号3につきましては、私の担当地区になりますので補足説明いたします。

議長 (1番) 5月10日(月)に番号3の現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっております。始末書の内容のとおり、申請人本人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。

この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、番号3の申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種農地のうちの、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われまます。

説明は以上です。

議長 第1号議案番号3に関してご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、続きまして番号4について事務局は説明願います。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 番号4につきましては、この度、譲受人が住宅建築敷地として使用したいとの事から今回の許可申請に至りました。

申請地は現在、休耕となっております、判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低いその他の農地と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われまます。

説明は以上です。

議長 番号4につきましては、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありまし

たら説明をお願いします。

- 5 番 5月10日(月)に番号4の現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっており、申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われまますので、許可相当と判断されます。
説明は以上です。

- 議 長 第1号議案番号4に関してご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

- 議 長 ご意見、ご質問がないようですので、続きまして番号5について事務局は説明願います。

【議案書に基づいて内容を説明】

- 事 務 局 番号5につきましては、一時転用のための賃貸借権の設定で、期間は令和3年6月1日から令和3年10月31日までの約5ヶ月間となります。

借人のS社が、農地法に定める認定電気通信事業者であるR社からの請負で、当該地番に携帯電話用基地局を新設するにあたり、周囲を工事の作業用地として一時的に使用するための転用となります。なお携帯電話用基地局につきましては、農地法第5条第1項第7項及び農地法施行規則第53条第14項の定めるところにより転用に農地法の許可を必要としないものであります。

(法律関係は議事資料15・16ページ) 請負者であるS社からはこの一時転用の許可申請と共にR社による事業計画書が提出されています。

- 議 長 番号5につきましては、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

- 5 番 5月10日(月)に番号5の現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりとなっており、国道から当該地番に入ったすぐの所に設置されるものであります。なお、基地局設置予定箇所への作付けは行われていませんでした。

資材については、作付けされていない箇所に置くなど、工事車両が進入することなく、申請地をあまり傷めずに設置することが可能と思われました。

本案件はアンテナ設置の工事用地として使用する一時転用でありますので法令関係からも許可相当と判断できると思います。

説明は以上です。

- 議 長 第1号議案番号5に関してご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、これまで説明しました議案第1号の案件に関してご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問が無いようですので、原案の通り議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年5月27日

議長 ⑩

議事録署名委員
2 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩